

等の支給額のうち当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）に改め、「当該給与等の支給額」の下に「のうち当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を、「を乗じて計算した金額」の下に「（当該適用年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年度前一年以内事業年度等における給与等の支給額）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「同じ。」の下に「のうち適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「当該適用年度」を「適用年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前日における雇用者」の下に「（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。次号及び第八号において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 高年齢雇用者 法人の使用人のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定

する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

第四十二条の十二第五項中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「当該法人の給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の二 青色申告書を提出する法人の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。以下この項及び次項において「適用対象年度」という。）において当該法人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。次項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「生産等資産」という。）で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

が、当該法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該適用対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、当該生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）の普通償却限度額を超えて当該機械等につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を除く。）及び同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。次項において同じ。）を超え、かつ、当該適用対象年度開始の日の前日を含む事業年度における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（次項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該法人が当該適用対象年度において当該機械等を国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用対象年度の当該機械等の償却限度額

は、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人の適用対象年度において当該法人が取得等をした生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額を超え、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該法人が当該適用対象年度において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象年度の所得に対する法人税の額（この項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額

（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の当該適用対象年度における税額控除限度額が、当該法人の当該適用対象年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度等 設立の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第四百一十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等（以下この号において「公益法人等」という。）及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業（以下この号において「収益事業」という。）を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二 特別償却に関する他の規定 次に掲げる規定をいう。

イ 第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条まで、第四十四条の三から第四十六条の二まで又は第四十七条の二の規定

ロ イに掲げる規定に係る第五十二条の二の規定

ハ イに掲げる規定に係る第五十二条の三の規定

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特別償却に関する規定として政令で定める規定

4 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5 第一項の規定は、確定申告書等に機械等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7 第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」とする。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又はこれに準ずるものとして政令で定める法人で、青色申告書を提出するもの（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該経営

改善設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 特定中小企業者等（政令で定める法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、前条第二項並びに次条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を

控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項にお

いて「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五の四第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度に

において第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6 第一項の規定は、特定中小企業者等が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7 第一項の規定は、確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付が

ある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五の四第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

- 10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特
別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

- 11 第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中

「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の四 青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（第四十二条の十二の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該法人の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該

法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十（当該法人が中小企業者等（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

二 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内雇用者 法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三 雇用者給与等支給額 前項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

四 基準雇用者給与等支給額 平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち最も古い事業年度（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イ及びハにおいて「最も古い事業年度等」

という。）開始の日の前日を含む事業年度（ロ及びハにおいて「基準事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ 当該最も古い事業年度等の開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合 当該連結事業年度（ハにおいて「基準連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ 基準事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。） 当該基準事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準事業年度の月数で除して計算した金額

ハ 基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合（当該法人が、合併、分割又は現物出資により設立されたものである場合を除く。） 最も古い事業年度等の所得の金額の計算上損金の額に算入さ

れる国内雇用者に対する給与等の支給額（当該最も古い事業年度等が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の百分の七十に相当する金額（当該最も古い事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最も古い事業年度等の月数で除して計算した金額）

五 比較雇用者給与等支給額 適用年度開始の日の前日を含む事業年度（ロにおいて「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ 当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合 当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ 前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。） 当該前事

業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

六 平均給与等支給額 適用年度の給与等支給額として政令で定める金額を給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 適用年度に係る比較給与等支給額として政令で定める金額を比較給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しく

は分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特

別控除」とする。

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」の下に「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」を加え、同項第一号中「又は第二項」、「平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」及び「又は第四十二条の四の二第三項」を削り、「これらの金額」を「当該繰越税額控除限度超過額」に、「第四十二条の四第五項又は第四十二条の四の二第四項」を「同条第五項」に、「第四十二条の四第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「又は第五項」、「平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」及び「又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項」を削り、「これらの金額」を「当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額」に、「第四十二条の四第八項」を「同条第八項」に改め、「又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第四項」を削り、「第四十二条の四第七項」を「同条第七項」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号の次に次の三号を加える。

八 第四十二条の十二第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をし

ても控除しきれない金額を控除した金額

九 第四十二条の十二の二第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十 第四十二条の十二の三第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「及び第二項又は第五項」を削り、「又は第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十一第三項又は第四十二条の十二の三第三項」に改め、同条第三項中「若しくは」を「又は」に、「若しくは第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十一第四項若しくは第四十二条の十二の三第四項」に改め、「又は第四十二条の四の二第八項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの（同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用したならばこ

これらの金額とみなされる金額を含む。」を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の三第一項の」を「第六十八条の十五の六第一項の」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第四十三条第一項中「この項」を「この条」に、「その用」を「その事業の用」に改め、同項の表の第二号の中欄中「船舶」の下に「（当該法人が次に掲げる法人である場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶（本邦と外国又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）を除く。）を加え、同欄に次のように加える。」

イ 第五十九条の二第一項の規定の適用を受ける法人 外航船舶のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この号において同じ。）に該当するもの

ロ イに掲げる法人（第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けるものを含む。）の子会社（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する法人 外航船舶のうち日本船舶に該当しないもの

第四十三条第一項の表の第二号の下欄中「本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）」を「外航船舶」に改め、「船舶法第一条に規定する」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を「特定設備等の」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「で、その」を「でその」に改める。

第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四十四条の五を次のように改める。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）

第四条第一項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る実施計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載さ

れた減価償却資産（同法第二条第三項に規定する信頼性向上施設に該当するもののうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）による提供の事業の用に供されるものとして政令で定める減価償却資産に限る。以下この項において「特定信頼性向上設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定信頼性向上設備をその事業の用に供した場合を除く。）において、その事業の用に供した当該特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたときは、その用に供した日を含む事業年度の当該特定信頼性向上設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定信頼性向上設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定信頼性向上設備の取得価額の百分

の十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項の表の第一号の第一欄中「掲げる地区」の下に「(次項の表の各号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同欄のイを削り、同欄のロを同欄のイとし、同欄のハを削り、同欄のニを同欄のロとし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。))のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。)をする場合(政令で定める中小規模法人以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合)において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき(当該地区の産業の振興に資す

る場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

地 区	事 業	設 備
一 半島振興法第二条第一項の規定によ	製造業その他の政令で定め	当該事業の用に供される設

り半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	る事業	備で政令で定める規模のもの
二 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

3 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日

(適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合(以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。)には、第六十八条の二十七第二項の規定)の適用を受けている産業振興機械等(連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等)の移転を受け、これを当該法人の前項の表の各号の中欄に掲げる事業(当該適格合併等に係る被合併法人等が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。)の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間(連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間)の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

第四十五条に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。